

# 新たに特定健康診査実施医療機関へ参加を予定している 医療機関の方はこちらをお読みください。

## ◆特定健康診査実施機関に参加するための条件

1. **社会保険診療報酬支払基金への届出（登録）を済ませていただいた医療機関であること。**（届出様式については、社会保険診療報酬支払基金にお問い合わせいただくか、社会保険診療報酬支払基金ホームページにアクセスしてください。）

2. **医療保険者がアウトソーシング（外部委託）する際の基準である「特定健康診査の健診項目および外部委託基準」が遵守できる医療機関であること。**

（内容：特定健康診査の項目について内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。特定健康診査に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。等々）

※1：検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業者においても、精度管理等の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

※2：特定健康診査に関する記録を電磁的方法により作成することが困難な医療機関については、代行入力機関に記録の作成を依頼することにより、保険者への記録提出が可能であれば可。

※3：受診者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供すること。（特定健康診査受診結果通知表の裏面を活用して情報提供することも可）

3. **運営についての重要事項に関する規程に基づく情報公開が可能であること。**

（以下7項目）

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ・ 特定健康診査の実施日及び実施時間
- ・ 特定健康診査の内容及び価格その他費用の額
- ・ 事業の実施地域
- ・ 緊急時における対応
- ・ その他運営に関する重要事項

※ホームページへの掲載（国立保健科学学院に無料掲載サイトがあります。）や規程の概要について記載したものを院内に掲示することにより実施機関の情報を医療保険者や受診者に対して情報提供する等の方法が示されております。

## ◆特定健康診査実施機関となるための手続き

所属都市医師会に委任状をご提出下さい。

※毎年6月末、9月末、12月末のみ追加作業を行います。長野県医師会にその月の20日までに委任状が届くよう手続きをお願いいたします。手続きいただいた場合には、7月1日、10月1日、翌年1月1日からの健診開始となります。

なお、先に述べたように社会保険診療報酬支払基金への届出を忘れずに行ってください。本会に委任状をいただいた場合でも、支払基金への届出が済んでいないと特定健診の実施はできません。

# 特定健康診査の健診項目および外部委託基準

## 1. 特定健康診査の健診項目

### (1) 具体的な健診項目

特定健康診査の項目のうち、「健診対象者の全員が受ける基本的な健診」と「医師が必要と判断した場合に選択的に受ける詳細な健診」の項目を以下のとおりとする。

#### ・基本的な健診の項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積））、理学的所見（身体診察）、血圧測定、脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール（※又はNon-HDLコレステロール））、肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -G T（ $\gamma$ -G T P））、血糖検査（空腹時血糖又はH b A1 c検査、やむを得ない場合に随時血糖）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

#### ・詳細な健診の項目

心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、血色素量（ヘモグロビン値）、ヘマトクリット値）、血清クレアチニン及びeGFRのうち、一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択。

#### ・その他の健診項目

特定健診以外の健康診査においては、それぞれの法令・制度の趣旨・目的や対象となる集団の特性（地域や職場の特性）やそこから見出された健康課題を踏まえ、必要に応じて基本的な健診項目以外の項目を実施することが望ましい。

## 2. 特定健康診査の外部委託に関する基準

### (1) 人員に関する基準

- 1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。
- 2) 常勤の管理者（特定健康診査を実施する各施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を行う機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### (2) 施設、設備等に関する基準

- 1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。
- 2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- 3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。
- 4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること）。

### (3) 精度管理に関する基準

- 1) 特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう）をいう）が定期的に行われ、検査値

の精度が保証されていること。

- 2) 外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう）を定期的に受け、検査値の精度が保証されていること。
- 3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制を整備すること。
- 4) 検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業者において、以上の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

#### **(4) 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準**

- 1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
- 2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。
- 3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
- 4) 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- 5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- 6) 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
- 7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

#### **(5) 運営等に関する基準**

- 1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
- 2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- 3) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
- 4) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- 5) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- 6) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。
  - ・事業の目的及び運営の方針
  - ・従業者の職種、員数及び職務の内容
  - ・特定健康診査の実施日及び実施時間
  - ・特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
  - ・事業の実施地域
  - ・緊急時における対応
  - ・その他運営に関する重要事項

- 7) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。
- 8) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- 9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- 10) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- 11) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。